

厚生労働省群馬労働局発表
令和4年12月27日

令和4年12月27日

【照会先】

群馬労働局労働基準部監督課
監督課長 小永光 邦彦
監察監督官 岩間 祐央
(直通電話) 027-896-4735

報道関係者 各位

北関東3労働局（群馬、茨城、栃木）による建設現場 に対する一斉監督の実施結果について

～群馬局では160の現場に対し一斉監督を実施、約51%の現場で法令違反～

北関東3労働局では、前年に比べ死亡災害が増加している実情を踏まえ、年末・年始の時期における建設業の労働災害防止の徹底を図るため、各県内の建設現場に対し一斉監督を実施しました。

群馬労働局（局長 加藤 博人）における実施結果について公表します。

【建設現場一斉監督指導結果等の概要（群馬局）】

- 実施期間 令和4年12月1日～12月14日
- 実施数 160現場
- 違反数 81現場（50.6%）（昨年比－9.9%）
《主要違反事項》
墜落災害の防止に関する違反 30現場（18.8%）（昨年比－13.0%）
建設機械災害の防止に関する違反 13現場（8.1%）（昨年比－6.5%）
《使用停止等命令》
労働安全衛生法に基づく立入禁止命令等 6現場（3.8%）（昨年比－7.0%）

今後、今回の監督結果を踏まえ、建設現場における労働安全衛生法の遵守が図られるよう、建設業の事業者団体や公共工事発注機関に対し、協力依頼を実施する予定としています。

※ 他局の監督実施状況は以下のとおりです。【別添2参照】

茨城局 監督（129現場） 違反（53現場） 違反率（41.1%）
栃木局 監督（105現場） 違反（47現場） 違反率（44.8%）

群馬労働局における監督指導結果等について（詳細）

1 工事種別毎の法違反の状況

（ ） 昨年度

	土木工事	建築工事	その他の工事	合計
監督実施工事現場数	75 (66)	76 (72)	9 (19)	160 (157)
違反工事現場数	28 (27)	49 (53)	4 (15)	81 (95)
違反率	37.3% (40.9%)	64.5% (73.6%)	44.4% (78.9%)	50.6% (60.5%)
墜落災害の防止に関する違反	6	22	2	30
違反率	8.0%	28.9%	22.2%	18.8%
建設機械災害の防止に関する違反	9	4	0	13
違反率	12.0%	5.3%	0%	8.1%
使用停止等命令書交付現場数	0	6	0	6
違反率	0%	7.9%	0%	3.8%

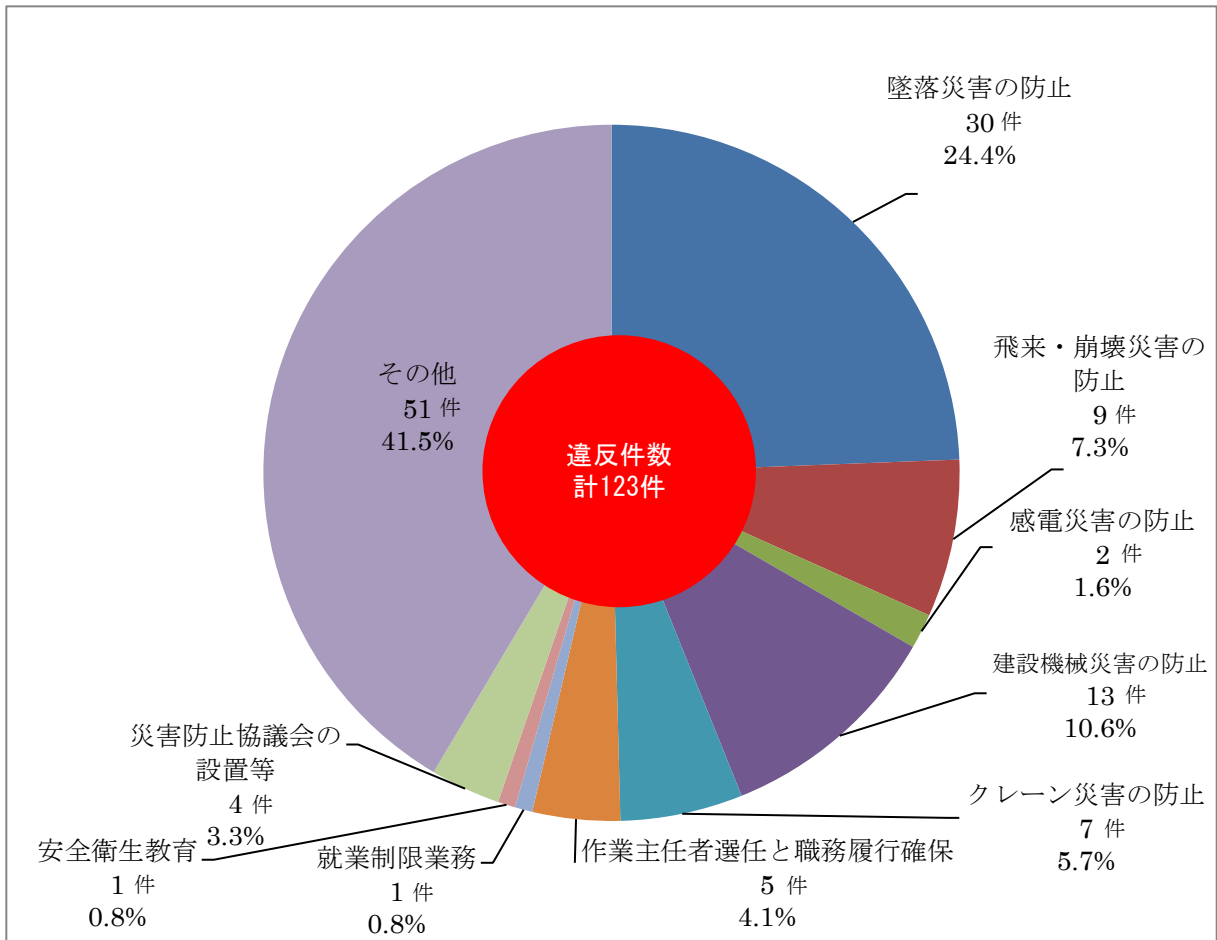
2 発注者別の状況

（ ） 違反率

	土木工事	建築工事	その他工事	合計
公共工事	71	22	7	100
違反工事現場数	26 (36.6%)	11 (50.0%)	2 (28.6%)	39 (39.0%)
使用停止等処分現場数	0	1	0	1
民間工事	4	54	2	60
違反工事現場数	2 (50.0%)	38 (70.4%)	2 (100.0%)	42 (70.0%)
使用停止等処分現場数	0	5	0	5

3 主要違反事項の内訳

主要違反事項の内訳をみると、墜落災害の防止に関する違反が 30 件 (24.4%) と最も多く、以下、建設機械災害の防止に関する違反 13 件 (10.6%)、飛来・崩壊災害の防止 9 件 (7.3%)、クレーン災害の防止に関する違反 7 件 (5.7%) の順で多くなっています (グラフ参照)。



※ 各主要違反事項を複数計上しているため、違反件数と違反現場数は一致しない。

4 具体的な違反事例【別添1参照】

【具体的な違反事例】

1 墜落災害の防止※

- ・ 建物の外部足場において、足場板は設置されているものの、墜落防止のための手すりが設置されていないなど、墜落防止の措置が講じられていない箇所があったもの。
- ・ 鉄骨の組み立てなど高所での作業を行うにあたり、防網の取り付けや墜落制止用器具を使用していないなど墜落防止措置が講じられていなかったもの。

※ 労働安全衛生法では、高さ（又は深さ）が2メートル以上の場所で作業を行う場合には、事業者は墜落防止対策として、作業床の設置や手すりや囲い等を設ける必要があります

2 建設機械災害の防止

- ・ ドラグ・ショベル※等の車両系建設機械を用いて作業を行うにあたり、車両系建設機械の転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ作業計画を定め、車両系建設機械の運行経路や作業の方法について関係労働者に周知させていないもの。
- ・ ドラグ・ショベルの運転手が運転席から離席するにあたり、バケットを地上に下さず上げたままにしているものや、エンジンを止めかつ走行ブレーキをかけるなどの逸走防止措置を講じていないもの。
- ・ 掘削を主たる用途とするドラグ・ショベルについて、所定の措置（クレーンモードに切り替える）を講じていないにもかかわらず、荷のつり上げなどを行っているもの。
- ・ 定期自主検査を実施していないもの。

※ 主に地面を掘削するために用いる建設機械

3 その他

- ・ 元請事業場が下請事業者を含めた安全衛生協議組織を設置していないもの。
- ・ 地山掘削や足場の組み立て作業主任者の氏名等を掲示していないもの。
- ・ 安全な作業通路、昇降設備が設けられていないもの。
- ・ 足場や作業構台の最大積載荷重を周知していないもの。

4 使用停止等命令（行政処分）

- ・ 墜落防止措置のない高さ2メートル以上の箇所での立入禁止措置等。

北関東3労働局（群馬、茨城、栃木）による建設現場に対する一斉監督結果

1 令和4年度北関東3労働局一斉建設現場監督指導実施結果

	茨城局	栃木局	群馬局	3局合計
監督実施工事現場数	129	105	160	394
うち違反工事現場数(違反率%)	53 41.1%	47 44.8%	81 50.6%	181 45.9%
うち使用停止等命令書交付現場数(交付率%)	8 6.2%	8 7.6%	6 3.8%	22 5.6%

2 主要違反事項の内訳

主要違反事項の内訳をみると、**墜落災害の防止に関する違反が87件（33.0%）**と最も多く、以下、**建設機械災害の防止に関する違反36件（13.6%）**、**飛来・崩壊災害の防止17件（6.4%）**、**クレーン災害の防止に関する違反12件（4.5%）**の順で多くなっています（グラフ参照）。

グラフ 北関東3労働局一斉建設現場監督指導実施結果（主要違反事項別）

